

ドローン航路ガイドラインパブリックコメント一覧				
番号	回答者番号	対象ドキュメント	提出されたご意見	ご意見に対する回答
1	1	ドローン航路運営者向け ドローン航路導入ガイドライン	1-7-2 ドローン航路の定義② ドローン航路の空間的意味合い 「無人航空機の飛行と土地所有権の関係について」はあくまでも政府見解に留まり、法律に明記されていないことも留意しなければならない。 また、以下の通り、航空法及び施行規則には3 0 0 mと明記されている。 ③ ドローン航路が整備可能な空域 航空法による最低安全高度は最も高い障害物（建物等）の上端から3 0 0 mの高度（航空法8 1 条、航空法施行規則1 7 4 条1 号イ）と定めている。したがって、高度 3 0 0 m 以上を設定しなければならない。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘の航空法第81条及び航空法施行規則第174条が定める最低安全高度規制は、同法第2条第1項が定める「航空機」を対象としたものです。 本ガイドラインが対象とするドローン航路は同条第22項が定める「無人航空機」が利用することを想定しているところ、無人航空機を対象とした飛行の禁止空域を定める同法第132条の85及び同施行規則第236条の71に従い、地表又は水面から150m未満の高さとすることを前提としています。
2	2	全て	我が国のドローンは中国に比べ技術的に大きく遅れている。我が国は規制してなるべく飛行させない方向の政策を推し進めている。技術的に大きく遅れ、普及を妨げる我が国が中国に追いつくことは不可能ではないだろうか？ ドローンを全面禁止するほうが無駄なルールづくりをしなくて良いのではありませんか？ このような規制だらけで、どうやって中国に追いつくつもりなのか？ 細かな規制をたくさん作ればなんとなく仕事をした気分になれるであろう。しかし、本質は大きく遅れている技術・普及・促進を促すという視点が欠けているのではないのでしょうか？ 日本だけが後ろ向きでも、中国はどんどん先に進んでいます。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘の点については今後の検討の参考にさせていただきます。
3	3	ドローン航路運営者向け ドローン航路導入ガイドライン	UTMとのテレメトリ連携のデータとして「対地高度」を想定されていますが、再考をお願いします。 一般的に、ドローンの高度方向の制御は、離陸地点の高度（標高）を基準（ゼロ）とした離陸地点との相対高度を使用しています。 連携データを「対地高度」のみに限定された場合、既存機は対地高度の計測機能を追加する改修が必須となり、ドローン航路の使用に制約が生じるおそれがあります。 つきましては、高度情報を「対地高度」だけでなく、既存機が使用している高度情報も許容して頂けるように再考をお願いいたします。	ご意見ありがとうございます。 地理的安全性等を踏まえ、機体がドローン航路の通航条件等に適合している限りにおいて、ドローン航路は様々な機体による利用が可能であるべきと考えております。 本ガイドラインについては、今年度もアップデートのための継続した活動や実証事業等を予定しているところ、御指摘いただいた「UTMとのテレメトリ連携機能における高度情報として、離陸地点からの相対高度の利用を可能とする」べきかを含め、今後検討させていただきます。
4	4	ドローン航路運営者向け ドローン航路導入ガイドライン	1.「ドローン航路運営事業者向け ドローン航路運営ガイドライン」第3章 3-5節「セキュリティ・データ保護等」の部分に以下を提案します。 住民がリアルタイム（セキュリティや運用上難しければ事後）に航路・機体位置・運航時間帯・飛行ログを閲覧でき、かつ苦情や要望等をオンラインで投稿できる運航可視化ダッシュボードの「義務化」を提案します。 理由：現行ガイドラインには住民説明の必要性が散発的に触れられるだけで、運航中データのリアルタイム公開や苦情窓口の具体要件がございません。 2.「ドローン航路運営事業者向け ドローン航路導入ガイドライン」第3章 1-2 節「災害時において提供するサービス」の部分に以下を提案します。 自治体と連携した「フェーズフリー訓練航路」を平時から登録・運用することを努力義務として規定し、年1回程度の訓練実施を推奨してください。また、登録済み訓練航路を災害時に即時切替できる運用モードを航路システムに実装するよう併せて促してください。 理由：国土省の無人航空機飛行ルールは災害空域での安全確保を求めるが、訓練実施自体は各事業者の自主性に委ねています。我が国の他制度でも、まず努力義務でスタートし実績を積んだ上で義務化へ段階的に移行する例が多いようです。	ご意見ありがとうございます。 まず、ドローン航路運営ガイドライン及びドローン航路導入ガイドラインは関連する法令等の定める権利・義務を前提として、運用について記載しているものであり、直接権利義務を定めるものではない点につき、ご理解ください。 1.について、ドローン航路運営ガイドラインについては、今年度もアップデートのための継続した活動や実証事業等を予定しております。その中で、住民やその他ドローン航路に関係する方への情報提供や周知の方法に関するガイドラインの修正要否も含め、今後検討を進めてまいります。 また、2.について、ドローン航路導入ガイドラインについても、今年度もアップデートのための継続した活動や実証事業等を予定しております。その中で、災害時のドローン航路運用に係る具体的な方法やドローン航路システムの機能については、事業上のフィードバックなども踏まえつつ、ガイドラインの修正要否も含め、今後検討を進めてまいります。